

令和4年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年7月11日、15時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第7回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員16名】

20番 井手 信一	21番 内田 光徳 (欠席)	22番 永露 茂
23番 篠原 新二	24番 櫻木 朝喜	25番 和佐野 やゑみ
26番 井手 峯勝	27番 日野 裕子	28番 手嶋 富與
29番 水城 正則 (欠席)	30番 星野 隆治	31番 満生 直樹
32番 大隅 高博	33番 柳 幹弘	34番 平田 美津子
35番 高良 悟	36番 重光 清士	37番 上野 智実 (欠席)
38番 鬼塚 清明		

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田勝久
係長	松尾康年
事務吏員	渡辺晃
事務吏員	川波貴敬
事務吏員	岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課	農地管理係	柴山利夫
		久保山充晃

(開会 15:00)

8. 議 事

議長 ただ今より、令和4年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）16名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に6番小島委員、8番吉松委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明
3ページまで15件ございます。以上、報告いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から15番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を
求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長
14番

14番坂田委員。

(坂田委員)報告番号1番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。申請土地は隣接農地より低く雨水が溜まり耕作できないため地上げを行うものです。なお、土砂540m³を使用し、60cmの地上げを行うものです。施工期間は6月4日から9月3日まで、作付け予定作物は牧草・大豆です。排水については地下浸透と自然流下及び既設水路への放流です。水利関係は地元の承諾を得てあります。担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

議 長
推進委員

(「ありません。」)

議 長

報告番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、以上で報告番号1番を終わります。

次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。9窪山委員。

9番挙手

議 長
9番

9窪山委員。

(窪山委員)報告番号2番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。申請土地は、雨水が溜まり耕作できないため地上げを行うものです。なお、土砂264m³を使用し、40cmの地上げを行うものです。施工期間は6月8日から9月7日まで、作付け予定作物はレンゲです。排水については地下浸透と自然流下。水利関係は地元の承諾を得てあります。

議 長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議 長

報告番号2番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、以上で報告番号2番を終わります。

5ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)」について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(川波)議案朗読をもって説明

議 長

事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長

農業振興課。

農業振興課(柴山)詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

8ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の14番坂田委員、33番柳委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の8番吉松委員、15番永井委員、24番櫻木委員、37番上野委員を指名いたします。
審議番号1番から3番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 朗読をもって説明 10ページまで5件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は財産整理のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次の審議番号2番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

議長

19番樋口委員。

19番

(樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議長

8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は後継者がいないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議長

8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は新規就農、譲渡人3名全員が規模縮小。なお、譲受人は「新規就農者」であるため、先日面談を行いまして就農について確認をしたところ、何ら問題はないと思われまふ。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
 16番挙手
 議 長 16番畑委員。
 16番 (畑委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
 ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
 推進委員 (「ありません。」)
 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありますか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
- 15時52分まで休憩します。
 15時27分休憩
 15時52分再開
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
 11ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
 ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
 審議番号1番は申請人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、38番鬼塚推進委員が関係しますので、審議が終わるまで38番鬼塚推進委員は退室をお願いします。
 (38番鬼塚推進委員退室)
- 議 長 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。
 3番挙手
 議 長 3番井上委員。
 3番 (井上委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、農地改良、一時転用です。転用の理由は耕作不便であることから、切土して造成し、針桑の効率的な営農を行うもの。参考事項といたしまして、搬出土量15,600m³、最大切土高16m、施工期間は令和4年8月1日から令和7年7月31日まで、作付け予定作物は針桑です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、一時転用、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
審議が終わりましたので、38番鬼塚推進委員の入室をお願いします。
(38番鬼塚推進委員入室)

議 長 12ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。13ページまで7件ございます。
ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。

1番挙手

議 長 1番徳田委員。

1番

(徳田委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、
議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は共同住宅の建設、理由は、住環境
が良く、交通の便も良いため、共同住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第1種
住居地域、第二種低層住居専用地域、共同住宅1棟9戸180.81㎡。農地法の運用は、
用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水
路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。

1番挙手

議 長 1番徳田委員。

1番

(徳田委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議
案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在借家住
まいのため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第1種住居地域、居宅
1棟114.27㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種
農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は
地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議長 13番中嶋委員。

13番

(中嶋委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借及び売買。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、隣接地で業務を行っているが、資材置場が不足しているため、整備するもの。参考事項といたしまして、既存敷地2,341㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議長 8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は、県外からの転入にあたり、妻の父の土地を借りて自己用住宅を建設するもの。農地法の運用は、その他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成の挙手

全委員 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

議長 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員

8番挙手

議長 8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、運送用貨物車の駐車場が不足するため、整備するもの。参考事項といたしまして駐車台数12台、既存敷地25,333㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
 8番挙手
- 議 長 8番吉松委員。
 8番 (吉松委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は、現在借家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
 ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
 次の審議番号7番は申請人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、38番鬼塚推進委員が関係しますので、審議が終わるまで38番鬼塚推進委員は退室をお願いします。
 (38番鬼塚推進委員退室)
- 議 長 それでは、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
 18番挙手
- 議 長 18番林委員。
 18番 (林委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は一時転用、進入路・排水路の設置。理由は、隣接地を一時転用、農地改良するため、その進入路等を設置するもの。参考事項といたしまして、一時転用期間は令和4年8月1日から令和7年7月31日までです。農地法の運用は、農用地区域内にある農地。農地の区分は農用地区域内農地に該当します。雨水排水は地下浸透、自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
 ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
 審議が終わりましたので、38番鬼塚推進委員の入室をお願いします。
 (38番鬼塚推進委員入室)
- 議 長 14ページをお開きください。
 次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

- 事務局挙手
事務局。
（岩切）審議番号1番及び2番については、推進機構からの買入れです。審議番号3番及び4番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から4番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長
事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員
賛成の挙手
賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。
15ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
議長
事務局。
（渡辺）議案朗読をもって説明。3件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長
事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
- 9番挙手
議長
9番鳥巢委員。
（窪山委員）審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外、第1種農地、平成28年1月21日、農地法第4条届出済です。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長
担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
（「ありません。」）
- 議長
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。
- 3番挙手
議長
3番井上委員。
（井上委員）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域内農地3筆、農用地区域外農地1筆、計4筆、第2種農地、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態であり、治山事業による構造物設置のため非農地判断の申請がなされたものです。農用地3筆を非農地とすることについては、農業振興課と協議が成立しています。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長
担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
（「ありません。」）
- 議長
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番

(林委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして農用地区域内農地2筆、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態であり、治山事業による構造物設置のため、非農地判断の申請がなされたものです。農用地2筆を非農地とすることについては、農業振興課と協議が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議長 4番井上委員。

4番

(末石委員) 審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域内農地1筆、農用地区域外農地3筆、計4筆、第1種農地、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態であり、治山事業による構造物設置のため、非農地判断の申請がなされたものです。農用地1筆を非農地とすることについては、農業振興課と協議が成立しています。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

17ページをお開きください。次に、議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

(渡辺) 議案朗読をもって説明。18ページまで4件ございます。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (久保山) 詳細について説明。ご審議方よろしく願いいたします。

- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。それでは、議案第8号、除外4件を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、議案第8号、重要な変更の除外番号1番から4番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とし、市長へ通知いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 16：21）